

# 消費税インボイス制度 個別相談会のご案内

令和5年10月より消費税のインボイス制度が導入されます。この制度は消費税の免税事業者・課税事業者、法人・個人問わず「取引に影響が出る」可能性があります。

しかし、「私のところはインボイス制度に登録しなければならないの?」、「どのような準備をしていかなければならないの?」といった疑問・お悩みをお持ちの方が多いかと思えます。

そこで、インボイス制度に関する皆様のご相談に対応するため、地元税理士による個別相談会を開催いたします。相談は無料となっておりますので、実務や登録手続きのご相談などこの機会にぜひご利用ください。

## 開催日

【完全予約制】

令和5年3月27日(月) 10:00~16:00

※12:00~13:00は休憩時間。相談時間帯は当所よりご連絡の上、事前に指定させていただきます。相談時間は1時間程度。

## 相談員

北海道税理士会釧路支部所属税理士 北山 幸徳

釧路商工会議所 経営指導員

## 会場

道東経済センタービル3階 研修室(釧路市大町1-1-1)

## 相談料

無料

特に、個人事業主・小規模法人や会計・決算をご自身でされている事業者の方は、ぜひこの機会にご活用ください。

※会計・決算を税理士に依頼されている方は顧問税理士に積極的にご相談ください。

## 定員

10組(先着順で定員になり次第締め切ります。)

主催：釧路商工会議所 後援：北海道税理士会釧路支部

お問い合わせ 釧路商工会議所 経営相談課 TEL: 0154-41-4143

3月22日(水)までに、下記申込書にてFAX、またはお電話にてお申し込みください。

FAX 0154-41-4000 インボイス制度個別相談会 申込書

事業所名		TEL	
住所		FAX	
消費税申告区分 ※該当するものに○	免税事業者 ・ 課税事業者(一般・簡易) ・ わからない		
相談者	(役職) (氏名)	(役職) (氏名)	

※本申込書にご記入いただきました個人情報につきましては、本セミナー、相談会の実施や継続的な支援のために利用いたします。